

議案第 79 号

大口町職員の自己啓発等休業に関する条例の制定について

大口町職員の自己啓発等休業に関する条例を別紙のように定めるものとする。

平成 26 年 11 月 26 日提出

大口町長 鈴木 雅 博

(提案理由)

この案を提出するのは、国家公務員に準じ自己啓発等休業制度を創設することに伴い、この条例を制定するため必要があるからである。

大口町職員の自己啓発等休業に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第26条の5第1項、第5項及び第6項の規定に基づき、職員の自己啓発等休業（法第26条の5第1項に規定する自己啓発等休業をいう。以下同じ。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(自己啓発等休業の承認)

第2条 任命権者（法第6条第1項に規定する任命権者及びその委任を受けた者をいう。以下同じ。）は、職員（常時勤務することを要しない職員、臨時的に任用された職員その他規則で定める職員を除く。以下同じ。）としての在職期間が2年以上である職員が申請した場合において、公務の運営に支障がなく、かつ、当該職員の公務に関する能力の向上に資すると認めるときは、大学等課程の履修（法第26条の5第1項に規定する大学等課程の履修をいう。以下同じ。）又は国際貢献活動（法第26条の5第1項に規定する国際貢献活動をいう。以下同じ。）のための休業をすることを承認することができる。

(自己啓発等休業の期間)

第3条 法第26条の5第1項の条例で定める期間は、大学等課程の履修のための休業にあつては2年（大学等課程の履修の成果をあげるために特に必要な場合として規則で定める場合は、3年）、国際貢献活動のための休業にあつては3年とする。

(大学等教育施設)

第4条 法第26条の5第1項の条例で定める教育施設は、次に掲げる教育施設とする。

- (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第83条に規定する大学（当該大学に置かれる同法第91条に規定する専攻科及び同法第97条に規定する大学院を含む。）
- (2) 学校教育法第1条に規定する学校以外の教育施設で学校教育に類する教育を

行うもののうち、当該教育を行うにつき他の法律に特別の規定があるものであって同法第104条第4項第2号の規定により大学又は大学院に相当する教育を行うと認められる課程を置く教育施設（自己啓発等休業をしようとする職員が当該課程を履修する場合に限る。）

(3) 前2号に相当する外国の大学（これに準ずる教育施設を含む。）

（奉仕活動）

第5条 法第26条の5第1項の条例で定める奉仕活動は、次に掲げる奉仕活動とする。

(1) 独立行政法人国際協力機構が独立行政法人国際協力機構法（平成14年法律第136号）第13条第1項第4号の規定により自ら行う派遣業務の目的となる開発途上地域における奉仕活動（当該奉仕活動を行うために必要な国内における訓練その他の準備行為を含む。）

(2) 国際協力の促進に資する外国における奉仕活動のうち、職員として参加することが適当であると認められるものであって、前号に掲げる奉仕活動に準ずるものとして町長が認める奉仕活動

（自己啓発等の休業の承認の申請）

第6条 自己啓発等休業の承認の申請は、自己啓発等休業をしようとする期間の初日及び末日並びに当該期間中の大学等課程の履修又は国際貢献活動の内容を明らかにしてしなければならない。

（自己啓発等休業の期間の延長）

第7条 自己啓発等休業をしている職員は、当該自己啓発等休業を開始した日から引き続き自己啓発等休業をしようとする期間が第3条で定める期間を超えない範囲内において、延長をしようとする期間の末日を明らかにして、任命権者に対し、自己啓発等休業の期間の延長を申請することができる。

2 第2条の規定は、自己啓発等休業の期間の延長の承認について準用する。

（自己啓発等休業の承認の取消事由）

第8条 法第26条の5第5項の条例で定める事由は、次に掲げる事由とする。

(1) 自己啓発等休業をしている職員が、正当な理由なく、その者が在学している

課程を休学し、若しくはその授業を頻繁に欠席していること又はその者が参加している奉仕活動の全部若しくは一部を行っていないこと。

- (2) 自己啓発等休業をしている職員が、その者が在学している課程を休学し、停学にされ、又はその授業を欠席していること、その者が参加している奉仕活動の全部又は一部を行っていないことその他の事情により、当該職員の申請に係る大学等課程の履修又は国際貢献活動に支障が生ずること。

(報告等)

第9条 自己啓発等休業をしている職員は、任命権者から求められた場合のほか、次に掲げる場合には、当該職員の申請に係る大学等課程の履修又は国際貢献活動の状況について任命権者に報告しなければならない。

- (1) 当該職員が、その申請に係る大学等課程の履修又は国際貢献活動を取りやめた場合
- (2) 当該職員が、その在学している課程を休学し、停学にされ、若しくはその授業を欠席している場合又はその参加している奉仕活動の全部若しくは一部を行っていない場合
- (3) 当該職員の申請に係る大学等課程の履修又は国際貢献活動に支障が生じている場合

2 任命権者は、前項の報告について確認するため必要があると認める書類の提出を求めることができる。

3 任命権者は、自己啓発等休業をしている職員から第1項の報告を求めるほか、当該職員と定期的に連絡を取ることににより、十分な意思疎通を図るものとする。

(職務復帰後における号給の調整)

第10条 自己啓発等休業をした職員が職務に復帰した場合において、他の職員との均衡上必要があると認められるときは、当該自己啓発等休業の期間を大学等課程の履修又は国際貢献活動のためのもののうち、職員としての職務に特に有用であると認められるものにあつては100分の100以下、それ以外のものにあつては100分の50以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、その職務に復帰した日及びその日後における最初の昇給日（大口

町職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和 55 年大口町規則第 7 号）第 32 条に規定する昇給日をいう。）又はそのいずれかの日に、昇給の場合に準じてその者の号給を調整することができる。

- 2 自己啓発等休業をした職員が職務に復帰した場合における号給の調整について、前項の規定による場合には他の職員との均衡を著しく失すると認められるときは、同項の規定にかかわらず、その者の号給を調整することができる。

（委任）

第 11 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

制 定 要 旨

1 条例の趣旨

国家公務員に準じ、職員について、自発的な大学等における修学のための休業又は国際貢献活動のための休業に関する制度の新設等を行おうとするものです。

2 条例の概要

主な内容は次のとおりです。

- (1) 大学院等を含む国内外の大学の課程に在学してその課程を履修する大学等における修学のための休業又は独立行政法人国際協力機構が自ら行う派遣業務の目的となる開発途上地域における奉仕活動に参加する国際貢献活動のための休業として、自己啓発等休業を設ける。
- (2) 任命権者は、職員としての在職期間が2年以上である職員が自己啓発等休業を請求した場合において、公務の運営に支障がないと認めるときは、当該請求をした職員の勤務成績等を考慮した上で、大学等における修学のための休業にあつては2年（特に必要な場合は3年）、国際貢献活動のための休業にあつては3年を超えない範囲内の期間に限り、自己啓発等休業をすることを承認することができる。

3 施行年月日

平成27年4月1日から施行します。